Ⅰ　はじめに

　１　策定の趣旨

平成28年1月に策定された農林水産省『卸売市場整備基本方針（第１０次）※』では、卸売市場を一つの経営体として捉え、将来を見据えた経営戦略的な視点から、市場運営のあり方等を明確にした経営展望を策定するなど、卸売市場としての経営戦略の確立がより一層求められております。

これまで、大阪府中央卸売市場においては、少子高齢化等による食料消費の量的変化、消費者ニーズの多様化、農林水産物の生産・流通構造の変化などにより、卸売市場をめぐる状況が厳しさを増す中で、府市場が生鮮食料品流通の基幹的インフラとして、今後も健全に発展し、その機能を十全に発揮していくため、平成24年3月に中期経営計画である『経営展望』（平成24年度～平成28年度）を策定し、市場活性化に向けた取組みを進めてきました。

このたび策定する新たな『経営展望』は、国の基本方針に掲げられている市場運営の考え方や、府市場がこの５年間で取り組んできた成果を踏まえ、より効率的・効果的な市場のあり方に向け、市場関係者が一丸となって取り組んでいくことを明確にするものです。

策定に当たっては、場内事業者の代表と学識経験者等で構成する「大阪府中央卸売市場活性化協議会」において取りまとめを行いました。また、市場関係者へのヒアリングや、消費者・実需者等の代表も加わった「大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会」での意見聴取を行い、幅広い意見の反映に努めました。

※卸売市場整備基本方針：卸売市場の整備・運営の基本となる方針であり、農林水産大臣がおおむね５年ごとに  
策定するもの。第１０次方針は、平成32年度を目標年次として設定。

　２　策定のねらい

* 開設者・指定管理者・場内事業者が一丸となって市場の活性化に取り組むための指針とします。
* 府市場が目指す将来像と、その実現のための基本戦略及び行動計画を  
  府民や生産者、小売業者などに広く明らかにします。

　３　対象期間

◆　平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの５ヵ年とします。